官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三六九）　二
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令（三七〇）　二
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令（三七一）　三
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三七二）　四

〔省　令〕
○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇一）　四
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六六）　五
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇八）　六
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（環境一二一）　七

〔法規的告示〕
○対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（消防庁一〇）　一六
○特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物（環境八二）　一七
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法（同八三）　一七
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法（同八四）　一七
○廃太陽電池に係る処分の基準等（同八五）　一七
○環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示（同八六）　一八
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機（同八七）　一九
○再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品（同八八）　二〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四
会社その他
会社決算公告　四七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。